

利 用 上 の 注 意

1 この報告書は、2008SNAに基づく『県民経済計算標準方式』（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/sakusei.html)を基本にして推計したものです。

2 今年度は2008SNAに準拠し、平成27暦年基準により推計しています。

平成23年度まで遡及推計しておりますので、当該年度の時系列比較をする場合には今回の報告書の数値を使用してください。

平成22年度以前の数値については、以前の報告書や名古屋市統計年鑑でご覧いただけますが、別の暦年基準での数値であり、今回推計値との単純比較（異なる年度の推計値の単純比較）はできませんのでご注意ください。

平成27年基準改定において、概念、表章等が変更されています。基準改定の詳細については内閣府ウェブサイト(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kouhou/2015ki jun.html>)及び「県民経済計算標準方式」をご参照ください。

3 文章・統計表中の符号の用法は次のとおりです。

「0」、「0.0」・・・・・・単位未満

「―」・・・・・・皆無または該当値なし

「…」・・・・・・不明または不詳

「－〇〇」、「△〇〇」・・・負数

4 統計表において、四捨五入の関係で総数と内訳の合計値とが一致しない場合があります。

また、連鎖方式により推計を行った実質値については、加法整合性が成立しないため、実数値の内訳項目を合計したものは、集計項目の実数値と必ずしも一致しません。そのため、両者の差を「開差」として示しています。

5 この報告書に関する照会先

名古屋市総務局企画部統計課解析活用担当

電 話 (052) 972-2254 (直通)

FAX (052) 972-4114

E-mail a2254@somu.city.nagoya.lg.jp

(統計表の見方と用語の解説)

市民経済計算は、市民（市域）の経済活動の循環と構造を、生産・分配・支出の3面で整理したものである。いわば国民経済計算の名古屋市版である。

市民経済計算の対象とする経済活動は、生産された財貨・サービスが市場で取引されるものに原則限定している。したがって、主婦の家事労働などは含まれないが、例外として農家の自家消費と持ち家の帰属家賃（持ち家を利用することで生ずるサービス）は、市場で取引された農産物価格や家賃を参考に評価し、生産・分配・支出に加算している。

1 経済活動別市内総生産（生産側）

経済主体（個人、法人企業、政府など）の市内における生産活動によって1年間に新たに創造された付加価値の額を、経済主体の生産活動上の特徴により分類整理したもの。

(1) 市内総生産

産出額から中間投入（原材料等の物的経費及びサービス経費等）を控除したもの。

なお、市内総生産は市内概念（属地主義）によってとらえられたものであるため、市内で生産された生産物であれば、市外居住者に対して所得として分配されるものも含まれる。

農家の自家消費は「農業」で、持ち家の帰属家賃は「不動産業」で計上される。

(2) 輸入品に課される税・関税

関税、輸入品商品税及び輸入品に係る消費税からなり、輸入した事業所所在市で計上される。

なお、輸入品に課される税・関税は経済活動別に分割することが困難であるため、欄外で一括計上する。

(3) 総資本形成に係る消費税

課税業者の資本形成に係る消費税分は、他の仕入に係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。このため、支出系列の総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を除いた金額で記録されている（「修正グロス方式」と呼ばれる）。生産側から市内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため一括して控除処理を行っている。

(4) 実質市内総生産（連鎖方式）

当該年度の価格ベースでの財貨・サービスの額について、その前年度の価格ベースに置き換えた額からの変動値（連鎖デフレーター）を算出し、各年度の連鎖デフレーターの累乗により特定年度次からの変動率を示すものである。

平成27暦年を基準とし、各年度の連鎖デフレーターを用いて乗除することにより、推計している。また、連鎖方式による実質値は加法整合性が成立しない（各項目の合計が集計項目と必ずしも一致しない）ため、その差を「開差」として示している。

実質経済成長率については、実質市内総生産（生産側）額の対前年度増加率で示している。

2 市民所得

市内に住所を有する個人や市内に存在する企業・政府等の事業所が生産要素を提供して得た所得である。市民所得は市民概念（属人主義）で計上される。

(1) 市民雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指す。雇用者とは、市内に常時居住し、市場生産者・非市場生産者を問わずあらゆる生産活

動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

ア 賃金・俸給

現金と現物の給与の双方を含むものである。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与、賞与）、議員歳費等も含まれる。現物給与は、自社製品等の支給、食事・通勤手当（通貨による支払いを除く）、消費物資の廉価販売等に要した費用、給与住宅差額家賃等が含まれる。

イ 雇主の社会負担

①雇主の現実社会負担

「雇主の現実年金負担」と「雇主の現実非年金負担」からなる。雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療保険、介護保険、雇用保険及び児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

②雇主の帰属社会負担

確定給付型の退職後所得保障制度や社会保障基金によらない公務災害補償等の雇主負担が含まれる。

(2) 財産所得（非企業部門）

一般政府（地方政府等（政令市））、家計、対家計民間非営利団体の各経済主体について、金融資産の所有者が他の経済主体に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者が他の経済主体に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる。また、企業部門の財産所得は企業所得に含まれる。

なお、一般政府には、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれ、中央政府及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金を「中央政府等」、地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金を「地方政府等」とし、地方政府等のうち政令指定都市及び政令指定都市によって設定、管理されている社会保障基金を「地方政府等（政令市）」としている。

ア 利子

預貯金、手形、債券、その他の貸出金や借入金及び消費者債務等に関して発生したすべての利子からなるが、市民経済計算上における利子は会計上の利子と異なり、「間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）」を含む概念である。

イ 法人企業の分配所得

法人企業の分配所得は、「配当」、「準法人企業所得からの引き出し」、「海外直接投資に関する再投資収益」からなるが、非企業部門では、「配当」及び「準法人企業所得からの引き出し」のうち公営住宅使用料等が計上される。このうち「配当」には、一般的な株式配当金のほか、投資信託や海外直接投資について投資家に実際に配分された分配金（インカムゲインを原資とする）や配当金が含まれる。

ウ その他の投資所得

「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰

属する投資所得」からなる。「保険契約者に帰属する投資所得」は、生命保険や非生命保険といった保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得及び保険契約者配当が含まれる。「年金受給権に係る投資所得」は、雇用関係をベースとする退職後所得保障（企業年金等）について、制度を運営する年金基金に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指し、現実には年金基金が留保するものである。「投資信託投資者に帰属する投資所得」は、投資信託の留保利益分を指す。

エ 賃貸料

土地の純賃貸料と著作権使用料が含まれる。土地の純賃貸料は、総賃貸料から土地の所有に伴う税や維持費等の経費を控除した概念である。

(3) 企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額を加えたものであり、企業会計上の経常利益に近いものである。

営業余剰・混合所得は、大きく「営業余剰」と「混合所得」に分けられる。営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家の取り分も含む。一方、混合所得は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから営業余剰と区別して混合所得と記録される。

3 市内総生産（支出側）

市内の生産活動によって生み出された付加価値は所得として分配される。その所得を支出面から把握したものである。

市内で生産及び移入された財貨・サービスは、市内での中間投入（企業が生産に使用する原材料等）や市内での最終需要（家計（個人企業を除く）の消費、住宅や企業設備等）、さらに市外への移出に使用される。

つまり次式が成り立つ。

$$\text{市内産出額} + \text{移入} = \text{市内中間投入} + \text{市民最終需要} + \text{移出}$$

これは、次のように変形できる。

$$\begin{array}{lcl} \text{市民最終需要} + \text{移出} - \text{移入} = \text{市内産出額} - \text{市内中間投入} \\ \text{(市内総生産（支出側）)} & \text{(付加価値)} & = \text{(市内総生産（生産側）)} \end{array}$$

よって、市内総生産（支出側）（左辺）は、市内で生産された付加価値（右辺）、つまり市内総生産（生産側）に概念上は等しい。ただし、両者は推計上の接近方法が異なっているため一致しないことがある。「統計上の不突合」は、この差を支出系列に掲げ両者のバランスをとったものである。

また、実質値は、生産側と同じく連鎖方式により推計する。

(1) 民間最終消費支出

ア 家計最終消費支出

市民である家計（個人企業を除く）が当該1年間に消費した財貨・サービスの総計であり、

農家の自家消費や持ち家の帰属家賃を含む。

イ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額から財貨・サービスの販売と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を控除したものである。

(2) 地方政府等（政令市）最終消費支出

地方政府等（政令市）の産出額から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（市場産出の購入）（社会保障による介護費の給付等）を加えたものを地方政府等（政令市）最終消費支出として記録する。

(3) 総資本形成

民間法人企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）の生産者としての支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

ア 総固定資本形成

有形または無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）を含むものである。また、中間消費と総固定資本形成の区別は、1年以内に使用され尽くすか、あるいは将来に便益をもたらすかを基準としてなされる。

イ 在庫変動

企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。

(4) 財貨・サービスの移出（移入）

移出（移入）は、市民が市外へ（から）売却（購入）した財貨・サービスの受払と非市民の市内における財貨・サービスの消費（市民の市外における財貨・サービスの消費）等からなる。

なお、中央政府等並びに本市及び本市に設定、管理されている社会保障基金を除く地方政府等の生産及び支出について、域内（市内）で生産された財貨・サービスが準地域（市外）に移出され、準地域（市外）で中央政府等最終消費支出及び地方政府等最終消費支出として記録される。